

(別紙)

遺伝子組換えダイズ、トウモロコシ及びワタの第一種使用等に関する審査結果に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>第一種使用に反対です。 遺伝子組換え作物が引き起こす影響は未知数です。生物の多様性への影響等、けいさん仕切れない影響があると思います。導入遺伝子の欠失との表現も見受けられます。農作物との交雑等の影響も心配です。これ以上自然を壊さないでください。</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱える様々な課題を解決する有効な手段の一つとしての期待がある一方、御指摘のように、当該技術を利用して生み出される生物を、食品・飼料等として利用することにより、安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、食品及び飼料としての安全性、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、食品としての安全性に関しては食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、飼料としての安全性に関しては、食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、そして、生物多様性の確保については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」といいます。）に基づき、申請ごとに審査を行っています。</p> <p>遺伝子組換え農作物により、生物多様性に影響が生ずるか否かについては、1）雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、2）野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、3）在来の野生植物と交雑し野生集団の維持に影響を及ぼさないか（交雑性）等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査をしています。審査は、農林水産省及び環境省が以下の手順で行っています。</p> <ol style="list-style-type: none">① 申請者に、最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書（緊急措置計画書）等を申請書とともに提出するよう要求② 提出データ等の妥当性等を確認③ 学識経験者の意見を聴取④ 必要に応じて、申請者に対し、追加データ、試験等を要求⑤ 承認の可否を判断 <p>この結果、生物多様性に影響を生じさせないおそれがないと認められたもののみを承認しており、平成29年3月末現在で、168件の遺伝子組換え農作物の第一種使用規程（環境中への拡散を防止しないで行う開放系での使用内容等を定めたもの）の承認を行っています。</p> <p>御指摘のありました遺伝子組換えワタの導入遺伝子の欠失については、形質発現に影響のない部分の数塩基であり、生物多様性への影響がないことを確認しています。</p> <p>また、承認後も、万が一の場合には、例えば、以下により対応することとしています。</p> <ol style="list-style-type: none">① 申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を効果的に防止するための措置を講ずること。

	<p>② 主務大臣は、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができること。</p> <p>さらに、こうした措置に加え、農林水産省及び環境省では、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ち等に係るモニタリング調査を実施しているところですが、平成18年度の調査開始以降、交雑種の生育範囲の拡大は確認されていません。</p> <p>なお、農作物との交雑についての御指摘ですが、農作物は、人が野生植物から改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物であることから、野生植物とは異なるものとして、生物多様性影響評価の対象とはしていません。遺伝子組換え農作物に限らず、別の農作物との交雑は、一般的に、生物多様性に影響を及ぼす問題ではなく、農作物の品質管理の問題であり、生産・流通段階における交雑・混入防止のための取組が重要と考えています（参考：現時点で国内で栽培されている遺伝子組換え農作物は、青いバラのみとなっています）。</p>
<p>除草剤に耐性のある雑草等が出始めたりしているようです。適応力は凄まじく最終的にはイタチごっこになります。</p>	<p>今回、申請のあった遺伝子組換え農作物6系統のうち4系統は、作用機作の異なる複数の除草剤に耐性を有するものです。特定の除草剤に対する耐性を獲得しないよう、複数の除草剤を使用することで、従来よりも、除草剤の抵抗性雑草の発達を防止し、環境への負荷を軽減することが期待できるものです。</p> <p>なお、現在、国内で、食用の遺伝子組換え農作物は栽培されておらず、今回承認申請のあった遺伝子組換え農作物を対象に使用できる登録農薬もないため、直ちに、御懸念のような事態には至らないと考えますが、今回承認申請のあった遺伝子組換え農作物を対象に使用できる新たな農薬の登録があった場合も、当該農薬が適切に使用されるよう指導してまいります。</p>
<p>生物多様性影響評価検討会の学識経験者とはどういう経歴の方でしょうか。</p> <p>また、パブリックコメントは、専門的な内容を市民に示すだけで済ますのではなく、国民にもっと分かりやすく、またもっと知らせてください。</p>	<p>御指摘の生物多様性影響評価検討会については、学識経験者の名前・所属、専門分野等について、ホームページ等で公開する等、審査の透明性の確保に努めています。</p> <p>審査報告書の内容については、専門用語には説明を付す等、わかりやすい表現となるよう努めてまいります。</p> <p>情報発信の仕方についても、ホームページ等での発信のみならず、各報道機関向けの記者発表（プレスリリース）を行う等、多方面への情報発信に努めてまいります。</p>